

## 前橋市特定教育・保育施設等指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）の設置者等が行う子どものための教育・保育給付に関する指導等（以下「指導」という。）について基本的事項を定めることにより、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する「特定教育・保育」をいう。
- (2) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する「特別利用保育」をいう。
- (3) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する「特別利用教育」をいう。
- (4) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する「特定地域型保育」をいう。
- (5) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する「特別利用地域型保育」をいう。
- (6) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する「特定利用地域型保育」をいう。
- (7) 特例保育 法第30条第1項第4号に規定する「特例保育」をいう。
- (8) 施設型給付費 法第27条第1項に規定する「施設型給付費」をいう。
- (9) 特例施設型給付費 法第28条第1項に規定する「特例施設型給付費」をいう。
- (10) 地域型保育給付費 法第29条第1項に規定する「地域型保育給付費」をいう。
- (11) 特例地域型保育給付費 法第30条第1項に規定する「特例地域型保育給付費」をいう。

### (指導の方針)

第3条 指導は、特定教育・保育施設等に対し、次に掲げる条例等に定める特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に

関する事項について周知徹底させるとともに、過誤及び不正の防止を図るために実施する。

(1) 前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年前橋市条例第34号）

(2) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）

(3) 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号平成27年3月31日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）

（指導の対象）

第4条 指導の対象となる特定教育・保育施設等の設置者等は、次に掲げる者とする。

(1) 特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者

(2) 特定地域型保育事業者又は特定地域型保育事業者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者

（指導の体制）

第5条 指導は、原則として指導監査課が主体となって実施するものとし、必要に応じて、子育て施設課との合同で実施することができる。

2 次条第2号の实地指導は、2人以上の班を編成して行い、その編成及び実施日数は、毎年度策定する实地指導計画において定める。

（指導形態等）

第6条 指導の形態は、次に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導

(2) 实地指導

2 集団指導は、市が特定教育・保育施設等に対して、内閣府令等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

3 確認の権限を有し広域利用が行われている特定教育・保育施設等の集団指導については、代表して実施することを基本としつつ、必要に応じて、当該施設に対して施設型給付費等を支給する他の市町村と共同して実施するなど、効率的かつ効果的な実施に配慮する。

4 実地指導は、次に掲げる形態により、指導の対象となる特定教育・保育等において実地に行う。

(1) 市が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）

(2) 市が他の市町村と合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

（指導対象の選定基準）

第7条 指導は、全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

ア 新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。

イ アの集団指導を受けた特定教育・保育施設等については、その後の制度の改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定して実施する。

(2) 実地指導

ア 一般指導

(ア) 毎年度、市の示す指導重点事項に基づき、特定教育・保育施設等を選定する。

(イ) その他、特に一般指導を要すると認める特定教育・保育施設等を選定する。

イ 合同指導

合同指導は、一般指導の対象とした特定教育・保育施設等の中から選定する。

（指導方法等）

第8条 指導方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該特定教育・保育施設等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

ウ 欠席した特定教育・保育施設等への取扱い

やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定する。

## (2) 実地指導

### ア 指導通知

指導対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該特定教育・保育施設等に通知することとし、日時については、施設側の教育・保育の計画的な実施に支障が生じないように調整を行うこととする。

#### (ア) 根拠規定

#### (イ) 目的

#### (ウ) 日時

#### (エ) 場所

#### (オ) 担当者

#### (カ) 出席者

#### (キ) 準備すべき書類等

### イ 事前資料の提出

実地指導の実施に当たっては、必要に応じて事前資料の提出を求めることができる。

### ウ 指導方法

実地指導は、内閣府令等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談方式により行う。

### エ 講評

実地指導の結果については、実地指導終了後、現地において特定教育・保育施設等の施設長等に対して、講評を行う。

(指導結果の通知等)

第9条 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、書面によってその旨の通知を行うものとする。

2 当該特定教育・保育施設等に対して、書面で通知した事項について、指導結果通知書の発送日の30日以内に書面により報告をするよう求めるものとする。

(監査への変更)

第10条 実地指導中に、次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに前橋市特定教育・保育施設等監査要綱（平成29年5月29日伺定め）の規定による監査を行うものとする。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校

就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合  
(2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

(報告)

第11条 集団指導又は実地指導を実施した場合は、集団指導の概要、実地指導の指導結果の通知及び改善報告書の概要について、別に定めるところにより、群馬県に報告を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。